

住宅用防災警報器の設置はお済みですか？

○住宅には 住宅用防災警報器等が必要です。



平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）
設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。

義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署等では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】 海部消防組合 総務課予防係 ☎0884-72-0600
日和出張所予防係 ☎0884-77-0999
美波町消防防災課 ☎0884-77-3619

日本史上初となる近代的な海戦「阿波沖海戦」から143年。ゆかりの地となった由岐で語られる。



榎本武揚の真実

徳川の幕臣として、戊辰戦争を最後まで闘いながら、なぜ榎本武揚は明治新政府で、高官を歴任するまでになれたのか。

侍として生き“明治最良の官僚”とまで呼ばれた榎本武揚の生涯とその功績が、子孫によって語られます。

日時 7月9日(土) 17:00～18:30

場所 美波町由岐公民館 2階大会議室

講師 榎本隆充氏（榎本武揚の直系曾孫）

演題 「子孫が語る“榎本武揚”」

主催 美波町の歴史を掘り起こし地域振興を図る協議会（遊元快者）

後援 美波町教育委員会

徳島県母子寡婦福祉連合会 からお知らせ

母子家庭の母等（ただし夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む）であって、就業と自立意欲のある方を対象に各種講習会を開催しています。

○調理師、医療事務、パソコン講習 他

【お問い合わせ先】 徳島県母子寡婦福祉連合会
☎088-654-7418

★第6回 由岐壮年野球大会

期日：5月8日(日)、15日(日)

由岐神風 ベスト4に!!



優勝／勝浦クラブ 準優勝／牟岐クラブ

